

国の審議会等における女性委員割合の新たな目標設定について（参考資料）

1. 基本問題専門調査会における主な意見
2. 国の審議会等における女性委員の参画状況調べ（平成17年11月）
3. 国の審議会等における女性委員登用の目標設定と登用状況
4. 審議会、委員会等の女性委員割合に関する諸外国の状況
5. 審議会等委員への公募制の導入状況
6. 審議会等委員における兼職の状況

基本問題専門調査会における主な意見

(本委員について)

- ・ 審議会の母体は全国民であり、男女の人口比に照らして、理想的には50%になってもよいはず。
- ・ 長期目標として2020年までに40%を目指してはどうか。
- ・ 諸外国における女性委員の割合を参考にしてはどうか。
- ・ 公募による人材発掘を進めるべき。

(専門委員等について)

- ・ 女性研究者の処遇改善を促進するためにも、専門委員に目標値を設定することを検討すべき。
- ・ 専門委員の目標値についても、この専門調査会では大胆な議論をすべき。
- ・ 2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%にするという考え方を専門委員に適用すればよいのではないか。
- ・ 長期間の目標であれば30%は当然のことと思うが、短期的にもある程度の目標値を立てておいた方がよい。
- ・ 5年間の目標を掲げるのは難しい。2020年までに30%でよいのではないか。
- ・ 非常勤講師等でも委員になれるようにすべき。
- ・ 適任の人材が少ないというが、専門家に限らず、幅広い人材を登用した方がよい議論ができる場合もある。
- ・ 研究者の女性比率が分野によって異なることを考慮して、委員の専門分野ごとに数値目標を設定してはどうか。

国の審議会等における女性委員の参画状況調べ

平成17年11月

内閣府男女共同参画局

1 国の審議会等における女性委員の割合については、平成12年8月15日に男女共同参画推進本部が決定した「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」に基づき、「平成17年（西暦2005年）度末までのできるだけ早い時期に」「30%を達成する」ことを目指している。

2 平成17年9月30日現在の国の審議会等における女性委員の参画状況について、調査を行った結果は以下のとおりであった。

(1) 国の審議会等委員1,792人のうち、女性は554人で、女性委員の占める割合は30.9%(平成16年9月30日現在28.2%)であり、平成17年度末までの目標である30%を達成(表1)。

(2) 女性委員を含む審議会等は104のうち103で、全体の99.0%(平成16年9月30日現在103のうち102、99.0%)(表1)である。

(3) 女性委員の占める割合が30%以上の審議会等は76で、全体の73.1%(平成16年9月30日現在55、全体の53.4%)である(表2)。

(4) 環境省(33.3%)、総務省(32.8%)、財務省(32.7%)、国土交通省(32.1%)、農林水産省(31.5%)、内閣府(31.1%)、金融庁(31.1%)、文部科学省(31.1%)、厚生労働省(30.1%)が目標である30%を達成。外務省(20.0%)、法務省(24.5%)、防衛庁(28.6%)、経済産業省(29.8%)が30%を未達成(表4)。

(5) 財務省及び環境省においては、すべての審議会等で30%以上となっている。

(6) 会長が女性の審議会は104のうち2である(法制審議会、国税審議会)。

(7) 委員の種類別に女性委員の参画状況をみると、職務指定3.8%、団体推薦13.8%、その他32.6%となっており(表5)、職務指定による委員に占める女性の割合は依然低くなっている。

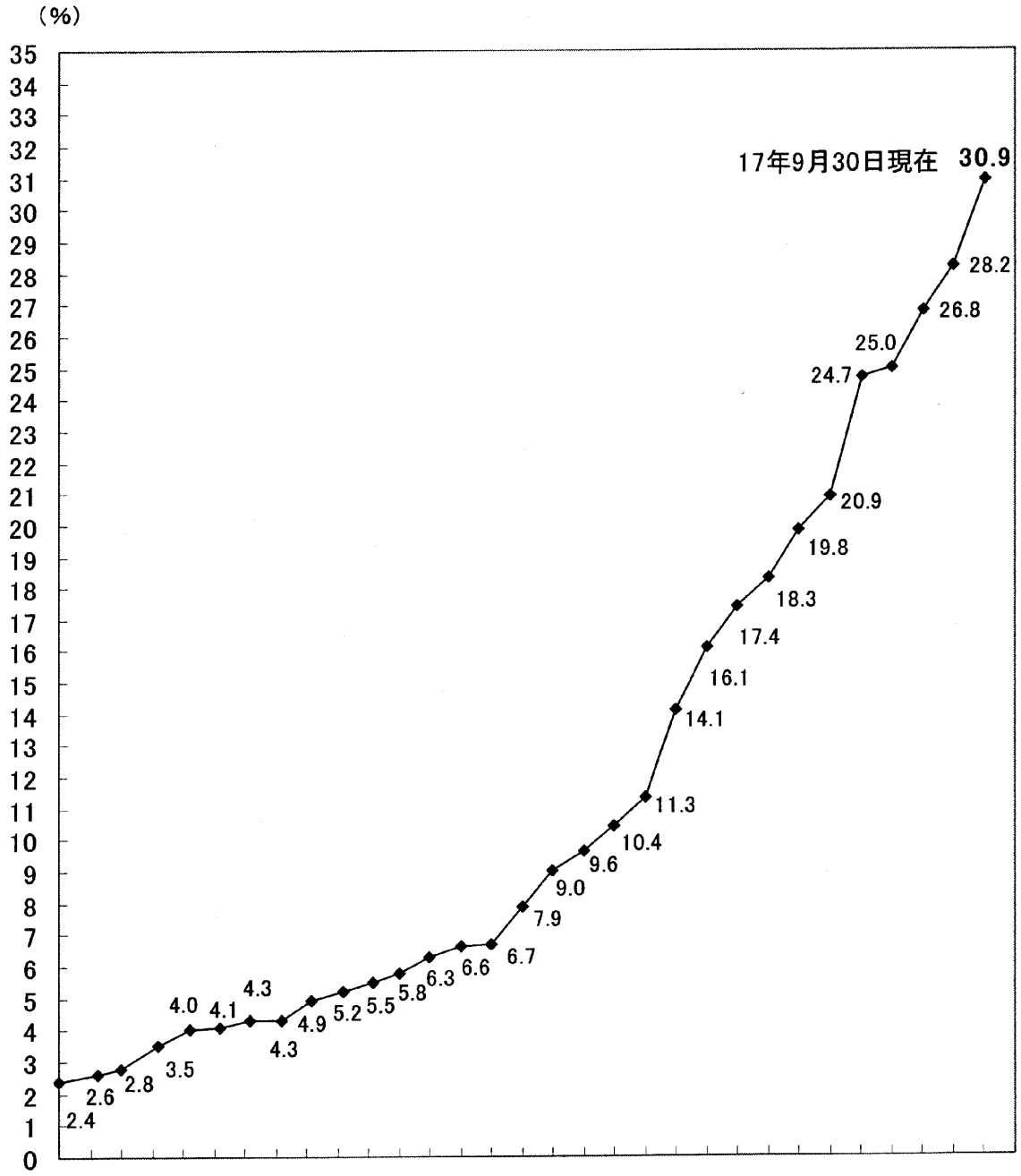
表1 国の審議会等における女性委員の参画状況の推移

調査時点	審議会総数	女性委員を含む審議会数	女性委員を含む審議会の割合(%)	委員総数(人)	女性委員数(人)	女性委員の割合(%)
昭和50年1月1日	237	73	30.8	5,436	133	2.4
55年6月1日	199	92	46.2	4,504	186	4.1
60年6月1日	206	114	55.3	4,664	255	5.5
平成元年3月31日	203	121	59.6	4,511	304	6.7
2年3月31日	204	141	69.1	4,559	359	7.9
3年3月31日	203	154	75.9	4,434	398	9.0
4年3月31日	200	156	78.0	4,497	432	9.6
5年3月31日	203	164	80.8	4,560	472	10.4
6年3月31日	200	163	81.5	4,478	507	11.3
7年9月30日	207	175	84.5	4,484	631	14.1
8年9月30日	207	185	89.4	4,472	721	16.1
9年9月30日	208	191	91.8	4,483	780	17.4
10年9月30日	203	187	92.1	4,375	799	18.3
11年9月30日	198	187	94.4	4,246	842	19.8
12年9月30日	197	186	94.4	3,985	831	20.9
13年9月30日	98	94	95.9	1,717	424	24.7
14年9月30日	100	97	97.0	1,715	429	25.0
15年9月30日	102	100	98.0	1,734	465	26.8
16年9月30日	103	102	99.0	1,767	499	28.2
17年9月30日	104	103	99.0	1,792	554	30.9

国家行政組織法第8条並びに内閣府設置法第37条及び54条に基づく国の審議会等（平成17年9月末現在、停止中のもの、委員が選任されていないもの及び地方支分部局に置かれているものは除く。）を対象に、内閣府が調査した。

図 国の審議会等における女性委員の参画状況の推移

平成17年度末（平成18年3月末）までの目標値30%を達成



昭昭昭昭昭昭昭昭昭昭昭昭昭平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平
 和和和和和和和和和和和和和成成成成成成成成成成成成成成成成成成成成成成成成
 5051525354555657585960616263 1 2 3 4 5 6 7 8 9 101112131415161718
 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年

表2 女性委員の占める割合が30%以上の審議会等

内閣府 (9/14)	財務省 (5/5)	経済産業省 (5/9)
国民生活審議会 民間資金等活用事業推進委員会 内閣府独立行政法人評価委員会 中央障害者施策推進協議会 地方制度調査会 情報公開・個人情報保護審査会 沖縄振興審議会 道路関係四公団民営化推進委員会 規制改革・民間開放推進会議	財政制度等審議会 関税・外国為替等審議会 関税等不服審査会 財務省独立行政法人評価委員会 国税審議会	産業構造審議会 消費経済審議会 日本工業標準調査会 計量行政審議会 化学物質審議会
	文部科学省 (7/11)	国土交通省 (11/13)
	科学技術・学術審議会 放射線審議会 中央教育審議会 教科用図書検定調査審議会 大学設置・学校法人審議会 文化審議会 宗教法人審議会	国土審議会 社会資本整備審議会 交通政策審議会 運輸審議会 中央建設工事紛争審査会 土地鑑定委員会 中央建築士審査会 航空・鉄道事故調査委員会 国土交通省独立行政法人評価委員会 奄美群島振興開発審議会 小笠原諸島振興開発審議会
防衛庁 (1/4)		
自衛隊員倫理審査会		
金融庁 (5/6)		
金融審議会 証券取引等監視委員会 自動車損害賠償責任保険審議会 公認会計士・監査審査会 企業会計審議会		
総務省 (10/11)	厚生労働省 (9/12)	
国地方係争処理委員会 電気通信事業紛争処理委員会 電波監理審議会 総務省独立行政法人評価委員会 恩給審査会 政策評価・独立行政法人評価委員会 情報通信審議会 郵政行政審議会 統計審議会 消防審議会	厚生科学審議会 労働政策審議会 医道審議会 薬事・食品衛生審議会 厚生労働省独立行政法人評価委員会 中央最低賃金審議会 労働保険審査会 疾病・障害認定審査会 援護審査会	
	農林水産省 (7/8)	環境省 (4/4)
	食料・農業・農村政策審議会 農林物資規格調査会 農業資材審議会 獣医事審議会 農林漁業保険審査会 林政審議会 水産政策審議会	中央環境審議会 公害健康被害補償不服審査会 有明・八代総合調査評価委員会 環境省独立行政法人評価委員会
法務省 (2/5)		
中央更生保護審査会 法制審議会		
外務省 (1/2)		
外務人事審議会		
		計 76/104

表3 女性委員の占める割合が30%未満の審議会等

内閣府 (5/14)	文部科学省 (4/11)
食品安全委員会 原子力委員会 原子力安全委員会 衆議院議員選挙区画定審議会 税制調査会	宇宙開発委員会 国立大学法人評価委員会 文部科学省独立行政法人評価委員会 原子力損害賠償紛争審査会
防衛庁 (3/4)	厚生労働省 (3/12)
防衛施設中央審議会 防衛人事審議会 防衛調達審議会	社会保障審議会 中央社会保険医療協議会 社会保険審査会
金融庁 (1/6)	農林水産省 (1/8)
金融機能強化審査会	農林水産省独立行政法人評価委員会
総務省 (1/11)	経済産業省 (4/9)
地方財政審議会	経済産業省独立法人評価委員会 総合資源エネルギー調査会 工業所有権審議会 中小企業政策審議会
法務省 (3/5)	国土交通省 (2/13)
司法試験委員会 検察官適格審査会 検察官・公証人特別任用等審査会	中央建設業審議会 国土開発幹線自動車道建設会議
外務省 (1/2)	
外務省独立行政法人評価委員会	

計 28/104

表4 府省庁別女性委員の参画状況

(平成17年9月30日現在)

府省庁	審議会数		委員数				職務指定			団体推薦			その他		
	総数	女性含む	総数	女性	割合(%)	平成16年割合(%)	総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合
内閣府	14	14	209	65	31.1	30.5	14	0	0.0	6	0	0.0	189	65	34.4
警察庁	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
防衛庁	4	4	35	10	28.6	25.7	0	-	-	0	-	-	35	10	28.6
金融庁	6	6	74	23	31.1	23.1	0	-	-	4	0	0.0	70	23	32.9
総務省	11	11	137	45	32.8	29.4	1	0	0.0	3	1	33.3	133	44	33.1
法務省	5	4	53	13	24.5	22.2	10	0	0.0	5	0	0.0	38	13	34.2
外務省	2	2	20	4	20.0	26.8	0	-	-	0	-	-	20	4	20.0
財務省	5	5	113	37	32.7	30.7	4	0	0.0	0	-	-	109	37	33.9
文部科学省	11	11	241	75	31.1	30.3	0	-	-	22	5	22.7	219	70	32.0
厚生労働省	12	12	266	80	30.1	28.3	2	0	0.0	30	4	13.3	234	76	32.5
農林水産省	8	8	178	56	31.5	31.1	0	-	-	3	0	0.0	175	56	32.0
経済産業省	9	9	188	56	29.8	24.3	3	0	0.0	1	1	100.0	184	55	29.9
国土交通省	13	13	215	69	32.1	26.2	19	2	10.5	6	0	0.0	190	67	35.3
環境省	4	4	63	21	33.3	30.0	0	-	-	0	-	-	63	21	33.3
合計	104	103	1,792	554	30.9	28.2	53	2	3.8	80	11	13.8	1,659	541	32.6

表5 委員の種類別女性委員の参画状況

(平成17年9月30日現在)

	計	職務指定	団体推薦	その他
委員総数(A)	1,792人	53人	80人	1,659人
女性委員(B)	554人	2人	11人	541人
女性比率(B/A)	30.9%	3.8%	13.8%	32.6%

(参考1)

国の審議会等における専門委員等の女性委員の割合

国の審議会等における専門委員等の女性委員の割合については、平成12年8月15日の男女共同参画推進本部決定において「審議会等における臨時委員、特別委員、専門委員等についても、女性の積極的な登用に努めることとする。」とされている。専門委員等の女性委員割合は以下のとおりとなっている。

* 専門委員等とは、委員とは別に、専門又は特別の事項を調査審議するため必要がある場合に置くことができ、当該専門又は特別の事項の調査審議が終了したときには解任されるものをいう。

1. 女性の参画状況の推移

	専門委員等総数	女性	割合 (%)
平成13年9月30日	7,201 人	763 人	10.6%
平成14年9月30日	8,114 人	935 人	11.5%
平成15年9月30日	8,815 人	1,091 人	12.4%
平成16年9月30日	9,885 人	1,180 人	11.9%
平成17年9月30日	9,039 人	1,165 人	12.9%

2. 府省庁別参画状況

府省庁	専門委員等数		
	総数	女性	割合 (%)
内閣府	610	80	13.1
警察庁	-	-	-
防衛庁	-	-	-
金融庁	203	14	6.9
総務省	407	25	6.1
法務省	64	4	6.3
外務省	-	-	-
財務省	180	18	10.0
文部科学省	2,323	378	16.3
厚生労働省	1,234	233	18.9
農林水産省	492	93	18.9
経済産業省	2,306	172	7.5
国土交通省	708	88	12.4
環境省	512	60	11.7
合計	9,039	1,165	12.9

(参考2)

国の審議会等における女性委員の登用の促進について

平成12年8月15日

男女共同参画推進本部決定

国の審議会等における女性委員の割合については、今般、平成8年5月21日に男女共同参画推進本部で決定された当面の目標である「20%」を達成した。

今後は、「20%」を達成した実績を踏まえ、平成17年(西暦2005年)度末までのできるだけ早い時期に、ナイロビ将来戦略勧告で示された国際的な目標である「30%」を達成するよう鋭意努めるものとする。

なお、審議会等における臨時委員、特別委員、専門委員等についても、女性の積極的な登用に努めることとする。

こうした取組を計画的に進めるため、各審議会の女性委員の人数及び比率等を定期的に調査・分析・公表することとする。

審議会、委員会等の女性委員割合に関する諸外国の状況

国	目標等	実績	備考
EU	40% (目標)	13.5% (2000) 29.0% (2001) 30.0% (2002)	欧州委員会決定 (2000年) 欧州委員会内の組織の一つである専門委員会や専門家グループのメンバー構成比について、男女それぞれ少なくとも40%という目標を設定。加盟国に対して男女それぞれの候補者を提示するよう要請している。
ノルウェー	40% (クォータ)	41% (1999～ 2000 平均)	両性間の平等な地位に関する法律 (2005年改正) 第21条：委員会の構成員が多い(10名以上)場合には、各性別が構成員の少なくとも40%によって代表されなければならない。
デンマーク	均衡 (クォータ)	12.7% (1984) 38.9% (1996) 38.0% (1998)	公的委員会、審議会その他の委員の任命の際の男女の平等な地位に関する法律 (1985年) 第1条：大臣によって設置される公的委員会、審議会等は男女の均衡な構成を図らなくてはならない。 第2条：委員の候補者を推薦する組織は、1名の推薦を行う場合は、男女双方を推薦しなければならない。2名以上の委員に関する推薦を行うときはそれが偶数なら男女同数、奇数なら、一方の性別を他の性別よりも1名多く推薦する。
フィンランド	40% (クォータ)		男女間の平等に関する法律 (2005年改正) 4条a：国の委員会、審議会、その他それに相当する国の機関、地方・地方間の連携審議会は(地方議員又は地方委員は除く)、特別の事情がある場合を除きどちらかの性がメンバーの最低40%いなくてはならない。
アイスランド	均衡		両性の身分と権利の平等に関する法律 (1991年) できる限り、両性はほぼ等しい割合で中央または地方の行政組織の管轄する委員会および評議会に任命されなければならない。
ベルギー	1/3 (クォータ)		諮問機関における男性及び女性の均衡参加を促進するための法律 (1997年改正) いずれの諮問機関も同性は最大で構成員の2/3までしか占めることができない(1/3以上は性別の異なる構成員で占めなければならない)。この条件を満たさない場合、諮問機関は意見を述べるができない。
フランス	1/3 (クォータ)		国家公務員身分規程法 (2001年改正) 第12条：男女の均衡のとれた代表に貢献するために、行政を代表する諮問機関の構成員は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められるそれぞれの性に属する代表者の割合を考慮して選ばれる。 第20条の2：その構成員が行政により任命される審査委員会は、男女の均衡のとれた代表に貢献するように構成される。 2002年5月3日デクレ1条：男女の均衡のとれた代表の割合は、いずれの性も最低3分の1。
ドイツ	(クォータ)	12.2% (1997) 15.9% (2001)	連邦の影響領域にある委員会における女性及び男性の任命及び派遣に関する法律 (1994年) 公の委員会等に割り当てられるポストのそれぞれについて女性1名、男性1名を指名又は推薦すること義務付け(二重指名)。任命の際には、男女の同権の参加を目標として女性及び男性を考慮しなければならない。
スイス	30% (クォータ)	30%達成 (2002)	国会外委員会、管理機関及び連邦の代表に関するオルドナンス(行政権の発する命令) (1996年) 一つの委員会について、両性が30%以上を占めなければならない。
イギリス	—	25% (2001)	※実績は省外公的諸団体の中の諮問的組織の女性割合

国	目標	実績	備考
アイルランド	40% (クォータ)	25.8% (1996)	政府は、公式の委員会では直接の指名につき両性を同数にするという目標を決定。(1993年) 指名代表からなる機関は政府の定める目標を遵守しなければならない。すなわち、公式の委員会では両性が40%以上を占めなければならない。
カナダ	—	21.0% (2003) 20.8% (2006)	法律上の目標値はない。
オーストラリア	—	32.2% (2004)	※実績は連邦委員会やその他の委員会の女性割合
韓国	40% (目標)	32.2% (2004) 国 27.1% 地方 34.8%	女性発展基本法 (1995年) 第15条1項: 国家及び地方自治体は各種委員会等政策決定過程への女性の参加を拡大するための方策を講じなければならない。 第2次「女性政策基本計画」(2003～2007年) 国・地方の各種委員会への女性の登用につき、40%の目標率を設定

審議会等委員への公募制の導入状況

103審議会等中、既に委員公募制を導入しているのは、食料・農業・農村政策審議会、農林物資規格調査会、水産政策審議会の3審議会のみ（いずれも農林水産省）。

1. 食料・農業・農村政策審議会

（本委員）

① 導入時期

- ・ 平成13年1月の委員改選時より導入。

② 募集、選考方法

- ・ 募集要領のプレスリリース、ホームページ、広報誌への掲載、都道府県や農業団体等への協力依頼等により募集。
- ・ 応募者は、決められた複数のテーマの中から1つを選択し、意見・提言を1200字以内でまとめ提出する。
- ・ 農林水産省内に設置する選考委員会において選考。

③ 登用実績

- ・ 平成13年1月：委員30名中3名（男性2名、女性1名）を公募から採用
応募者133名（男性105名、女性28名）
- ・ 平成15年1月：委員21名中4名（男性2名、女性2名）を公募から採用
応募者235名（男性175名、女性60名）
- ・ 平成17年7月：委員20名中3名（男性2名、女性1名）を公募から採用
応募者231名（男性168名、女性63名）

（消費・安全分科会臨時委員）

① 導入時期

- ・ 平成17年度臨時委員改選の際、導入。

② 募集、選考方法

- ・ 4つの専門分野（農芸化学・化学・食品化学、獣医学・畜産学、農学・生物学、社会心理学・社会科学）に関して専門的な知見を有する者を募集。
- ・ 募集要項をホームページ等に掲載することにより募集。
- ・ 研究業績、主要論文等をもとに選考。

③ 登用実績

- ・ 4名（男性4名）を採用
応募者28名（男性24名、女性4名）

2. 農林物資規格調査会

① 導入時期

- ・ 平成14年より導入。

② 募集、選考方法

- ・ プレスリリース、ホームページ、広報誌への掲載等により募集。
- ・ 応募者は、800字の小論文を提出する。

③ 登用実績

- ・ 平成14年：本委員1名（女性）、専門委員1名（女性）を採用
 応募者42名（男性19名、女性23名）
- ・ 平成16年：専門委員2名（女性2名）を採用
 応募者32名（男性16名、女性16名）

3. 水産政策審議会

① 導入時期

- ・ 平成15年7月より導入。

② 募集、選考方法

- ・ 平成15年2月にプレスリリース、ホームページで募集。
- ・ 応募者は、4つのテーマから1つを選択し、意見・提言等を1200字にまとめ提出する。

③ 登用実績

- ・ 平成15年7月：4名の委員（男性2名、女性2名）を採用。
 応募者74名（男性58名、女性16名）

審議会等委員における兼職の状況

○ 兼職を除いた女性委員総数（平成 17 年 9 月 30 日現在）

420 人（延べ人数は 554 人）

うち、2つの審議会等を兼職している委員 64 人

3つの審議会等を兼職している委員 20 人

4つの審議会等を兼職している委員 10 人

兼職割合は 41.2%（554 ポスト中、兼職委員が 228 ポストを占める）

（参考）審議会委員における兼職を除いた委員数（平成 16 年 7 月 1 日現在）

1,132 人（延べ人数 1,702 人）

うち、2つの審議会等を兼職している委員 170 人

3つの審議会等を兼職している委員 56 人

4つの審議会等を兼職している委員 13 人

5つの審議会等を兼職している委員 2 人

兼職割合は 33.5%（1,702 ポスト中、兼職委員が 570 ポストを占める）